

平成17年1月20日

農林水産省
経営局協同組織課企画法令係 御中

在日米国商工会議所
保険小委員会
東京都港区麻布台2-4-5メソニック森ビル10階

「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」に対する意見

謹啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成16年12月22日付で公表された「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」（概要）に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」（概要）に対する意見

在日米国商工会議所（ACCJ）は、契約者保護の充実やJA共済の事業の健全性を図るために農林水産省が今般とられた措置を評価いたします。また、平成16年12月22日付で農林水産省より発表された意見募集のご案内により、意見提出の機会をいただきましたことに対して感謝いたします。しかしながら、今回の意見募集においては農業協同組合法施行規則改正案の短い概要しか公表されておらず、これは利益関係者が意見を提出する有意義な機会を奪い、規制改正手続きの透明性を損なうこととなります。このため、ACCJは農業協同組合法および施行規則に対して以下のような一般的な意見を表明させていただくにとどめます。

ACCJは以下の内容を要請します。

1. JA共済と民間保険会社との間に平等な競争環境を確立する

保険業法第2条は、保険業とは、「不特定の者を相手方として、…引受けを行う事業」であると定義している。JA共済は「不特定の者」という概念を本来の意味から不当に拡張している。JA共済は生損保商品、第三分野商品を幅広く提供しており、消費者は誰でも准組合員、員外利用といった制度を通じてこれらの共済の商品を購入することができるため、こうした商品は実質的に不特定多数の人に対して販売されている。このようにJA共済は民間保険会社が提供している商品と直接競合する商品を実質的に不特定多数の人に販売しているにもかかわらず、民間保険会社と同じルール、規制、義務を課されていない。JA共済は民間保険会社と異なり、契約者保護のためのセーフティーネットへの資金拠出が免除されている。また、負担している法人税の水準も民間より低い。さらに、JA共済は保険業法の規制下になく、金融庁の監督下にもない。こうした特別扱いは、日本の国際通商上の義務に反し、JA共済の民間競合者を不当に不利な立場に置くものである。金融庁の規制下にある保険サービス提供者がJA共済を含む他の保険サービス提供者よりも不利でない待遇を受けることを確実にする最善の方法は、全ての保険サービス提供者を金融庁監督下で保険業法の規制下に置くことである。

昨年の金融審議会第二部会において、無認可共済が保険業法下で規制されることが決まり、ACCJはこれを評価している。しかしACCJは日本政府に対し、JA共済を含む全ての共済が1)金融庁規制下にある民間保険競合者と同じ水準の税金を支払うこと、2)破綻が起きた際に契約者を保護するため、セーフティーネットへ資金を拠出すること、3)完全に保険業法規制下に置かれている保険会社と同じ規制・監督を受けること、を要請し、平等な競争環境を確立することを要望する。

2. 平等な競争環境が達成されるまではJA共済の業務拡大を禁止する

法律の下でJA共済とその民間競合者が平等な扱いを受けるようになるまでは、JA共済の業務拡大は厳格に禁止されなければならない。ACCJはJA共済とその民間競合者の間に平等な競争環境が確立されるまでは、JA共済の業務拡大が認められないよう要請する。

3. 手続きの透明性を確保する

農林水産省は今回の意見募集において施行規則に対して重要な論点について幅広く意見を募集していながら、詳細な条文は掲載せずに改正案の簡単な概要のみを示している。しかし、これほど限られた情報だけでは施行規則改正に対する的確な意見を述べることは不可能である。規制改正手続きにおける透明性を確保するため、条文案が確定される前に、利益関係者は意見を提出する有意義な機会を与えられなければならない。ACCJは農林水産省に対し、こうした機会を設けていただくよう要請する。

以 上